

## 公 示

### 一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等について

一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出に関する手続、運行計画の変更に係る事業改善命令等について、下記のとおり処理要領を定めたので公示する。

平成18年9月28日

中部運輸局長 谷山 將

### 記

#### 1. 用語の定義

この公示における用語の定義については、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成18年9月28日付け中運局公示第61号）に定めるところによる。

#### 2. 区域、時間帯及び運行回数の範囲の指定について

(1) 道路運送法施行規則（以下「施行規則」という。）第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第1号による区域及び時間帯の指定

- ① 平成14年1月18日付け中運局公示第237号のとおりとする。
- ② 運行系統の時間帯の指定については、都道府県単位、市区町村単位等、一定の区域ごとに包括的に行い、当該区域の実情に応じ、これを変更できるものとする。

(2) 施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第3号による運行回数の指定

平成14年1月18日付け中運局公示第238号のとおりとする。

(3) 施行規則第15条の14第1項第1号による運行回数の範囲の指定

平成14年1月18日付け中運局公示第239号のとおりとする。

(4) 指定にあたっての留意点

- ① 原則として、都道府県単位、市区町村単位等、一定の地域ごとに包括的に行うこととする。

なお、現在までの実績等を勘案しながらそれぞれについて指定するものとするが、当該

系統における地域の実情、利用者利便の確保等に留意しつつ、運行系統ごとの指定とすることができるものとする。

- ② 4.(1)の競合系統がある系統については、(2)、(3)の指定は行わないこととする。
- ③ 時間帯の指定は、曜日ごとに行うこととする。
- ④ 一時的需要による追加的な運行計画の設定又は変更については、(1)から(3)までの規定は適用しない。

### 3. 運行計画の届出に関する手続きについて

#### (1) 様式

施行規則第15条の13第1項、第2項により提出する運行計画の様式は、別紙1のとおりとし、変更届出の場合は、変更に係る運行系統について当該様式の新旧対照表の形で提出するものとする。

#### (2) 運行計画の設定(変更)届出書の提出

路線新設に伴う運行計画の届出については、施行規則第6条第3項又は第15条の15に基づき、事業の許可申請書又は事業計画の変更認可申請書と同時に提出できることとなっていることから、許可申請又は事業計画の変更認可申請に対する審査上の便宜を図るため、当該申請と同時に提出するよう申請者に対し指導を行うこと。

なお、この場合における届出書に記載する実施予定日は、「許可(認可)を受けて運行を開始する日」とすること。

ただし、施行規則第15条の13第1項に掲げる一時的な需要に応じて設定又は変更される運行計画にあつては、「実施日又は実施期間」を記載させるものとする。

また、施行規則第15条の13第2項により提出される運行系統図には、当該運行系統の延長キロ及び他事業者(届出を行う事業者の親会社、子会社、共同運行会社等を除く。以下同じ。)の運行系統と重複している場合には、当該他事業者名並びに当該重複部分の延長キロ及び運行区間を記載させること。

#### (3) 届出書の受付

運輸支局長は、運行計画の設定(変更)の届出があつた場合、施行規則第15条の12第1項及び第15条の13第1項に掲げる記載事項が正しく記載されているかを確認して届出を受け付けること。

#### (4) 届出書の送付

運輸支局長は、運行計画の設定(変更)届出書を受理した場合(施行規則第6条第3項の規定により届出がなされたとみなされる場合及び施行規則第15条の15の規定により申請書に運行計画が添付された場合を含む。)は、その旨適当な手段により利害関係人等が知りうる状態にするとともに、速やかに地方運輸局長あて写しを送付すること。

ただし、一時的な需要に応じた運行計画の設定又は変更については、この限りでない。

### 4. クリームスキミングの要件について

一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針（以下「処理方針」という。）及び本通達にいう「クリームスキミング的運行」とは、以下の（１）又は（２）の要件に該当するものをいう。

- （１）届出がなされた運行計画に定められた１日当たりの全てのピーク時間帯（ピークの期間及び曜日を含む。以下同じ。）の運行回数（Ａ）と１日当たりの全てのオフピーク時間帯の運行回数（Ｂ）について、 $A/B$ の数値（小数点第２位以下の端数切り上げ）が、競合系統（届出がなされた運行系統の系統キロの５０％以上が重複する他事業者の運行系統で、複数ある場合は、運行回数をもっとも多いもの。以下同じ。）の当該数値の１．５倍の数値を上回る場合又はオフピーク時間帯の運行回数（Ｂ）が０回の場合。

この場合において、ピーク時間帯、オフピーク時間帯については、曜日ごとに各運行系統ごとの判断を行うものとする。

- （２）以下の①又は②に該当する場合であって、３．（４）により運行計画の届出について利害関係人等が知りうる状態になった日から１４日以内に、旅客の利便が損なわれるおそれがあることについて利害関係人等から合理的な説明を伴う申し出がなされ、当該申し出が適切なものと認められる場合。

① （１）の $A/B$ の数値が、競合系統の当該数値の１倍を上回り１．５倍以下の数値となる場合

② 届出がなされた運行系統が他事業者の運行系統と近接するもの等であって、当該運行系統が他事業者の運行系統と実質的に競合関係にあることが認められ、かつ、（１）の $A/B$ の数値が、他事業者の運行系統の当該数値の１倍を上回る数値となる場合

なお、上記（１）又は（２）の要件に該当する場合であっても、以下の場合にあっては弾力的に取り扱うものとする。

- ・ 競合系統等のピークの時間帯における混雑率が極端に高い場合（長時間利用者が待つような極度の積み残しが発生している等）
- ・ オフピーク時間帯における輸送効率が極端に低い場合
- ・ 競合系統等が定期観光バス系統、高速バス系統、空港リムジンバス系統等である場合（大幅な減便であって、旅客の利便を阻害することが明白である場合を除く。）
- ・ 地域公共交通会議又は道路運送法（昭和２６年運輸省令第７５号）第９条第２項に規定する協議会の協議結果に基づく系統等

## ５．クリームスキミング的運行に係る運行計画の変更命令等について

① 事業の許可申請又は路線の新設に係る事業計画の変更認可申請の内容でクリームスキミング的運行が行われることが明らかである場合は、許可又は事業計画の変更認可の審査段階で、申請者に対しこれを是正させる。

② ①以外の場合において、届出がなされた運行計画の内容でクリームスキミング的運行が行われることが明らかである場合には、届出者に対しこれを是正するよう指導するとともに、指導に従わない場合には、道路運送法（以下「法」という。）第３１条第１号に基づき事業改善命令を発動するものとする。

③ ４．に規定する要件には該当しないものの、運行が行われた結果、競合系統等のオフ

ピーク時間帯の利用者利便の低下が生じた場合には、上記に関わらず、当該運行を行う事業者に対しこれを是正するよう指導するとともに、指導に従わない場合には、法第31条第1号に基づく事業改善命令を発動するものとする。なお、運行計画の変更を伴わない是正措置が必要な場合には、法第30条第4項に基づく事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令を発動するものとする。

- ④ 事業改善命令及び事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令の発動は、以下のとおり行うものとする。
- ・ ②の命令は、原則として、実施予定日の7日前までに行うこととする。ただし、当該日までに行うことが困難な場合には、可能な限り速やかに行うこととする。
  - ・ 命令は、4. の要件を参照し、その理由を具体的に示して行うこととする。
  - ・ 既に運行を行っている者に対し命令を発する場合においては、命令を発した日から原則として30日以内の日を指定して変更すべきことを命ずるものとする。

6. 頻繁なダイヤ変更等が行われた場合の事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令について

- ① 運行ダイヤの頻繁な変更や無理な運行ダイヤの設定による走行妨害等の極端な路上競争等、利用者利便や安全の確保を無視した競争が行われた場合、その原因となる運行のダイヤの設定等を最初に行った事業者に対しこれを是正するよう指導するとともに、指導に従わない場合には法第30条第4項に基づく事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令を発動するものとする。
- ② 路上競争の結果、事故が発生した場合の行政処分は厳格に取り扱うものとする。

附 則

1. この公示は、平成18年10月1日から適用する。
2. 「一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等について」（平成14年6月4日付中運局公示第62号）は、平成18年9月30日をもって廃止する。

附 則（平成20年6月30日中運局公示第45号）

この公示は、平成20年6月30日から適用する。

附 則（平成24年7月31日中運局公示第39号）

この公示は、平成24年7月31日以降に届出を受け付けるものから適用する。